

青森県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業実施要綱

(目的)

第1条

この事業は、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、ひとり親家庭住宅支援資金（以下「住宅支援資金」という。）を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(貸付事業の実施主体)

第2条

住宅支援資金の貸付けは、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(貸付対象)

第3条

住宅支援資金貸付けの対象となる者は、原則として、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。

(貸付けの種類及び貸付額)

第4条

1 住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として原則として12か月の範囲内で貸し付けるものとする。

- 2 貸付額は、入居している住宅の家賃の実費と4万円とのいずれか低い額とする。

(貸付方法)

第5条

- 1 住宅支援資金は、県社協会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約（以下「貸付契約」という。）により貸し付けるものとする。
- 2 前項の貸付対象者が未成年であるときは、貸付契約を締結するに当たり、書面により、当該貸付対象者の法定代理人（親権者又は未成年後見人）の同意を得なければならない。

(貸付利子)

第6条

住宅支援資金の貸付利子は、無利子とする。

(貸付契約の解除)

第7条

会長は、次のいずれかに該当するときは、貸付契約を解除するものとする。

- (1) 貸付契約の相手方（以下「貸付けを受けた者」という。）が住宅支援資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき
- (2) 貸付けを受けた者が、住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

(返還)

第8条

- 1 次のうちいずれかの事由が生じたときは、貸付けを受けた者は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間内に、会長が定める金額を

返還しなければならない。

- (1) 前条の規定により貸付契約が解除されたとき
- (2) 貸付終了後1年が経過したとき
- (3) 貸付けを受けた者が死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

2 会長は、第11条の規定により返還債務の履行を猶予したときは、当該猶予した期間も含めて前項の期間を定めるものとする。

3 第1項の返還の方式は、月賦又は半年賦の均等払方式その他会長が認める方式によるものとする。

(返還債務の当然免除)

第9条

前条の規定にかかわらず、会長は、貸付けを受けた者が次のうちいずれかに該当したときは、住宅支援資金の返還債務を免除するものとする。

(1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付終了後1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。)を継続したとき。

(2) (1)に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第10条

第8条の規定にかかわらず、会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかの事由に該当したときは、貸し付けた住宅支援資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還債務を次に定める額の範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき

返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部

(2) 長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年を経過したとき

返還債務の額の全部

(返還債務の履行猶予)

第11条

会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その事由が継続している間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付終了後1年以内に就職、又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、就業しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(延滞利子)

第12条

会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が正当な理由なく住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たないと認められるときは、この限りでない。

(借受人の債務)

第13条

1 住宅支援資金の貸付けを受けた者は、居住する自治体の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。

2 住宅支援資金の貸付けを受けた者は、県社協から貸付けの要件等に関する問合せを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。

(その他)

第14条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は青森県と調整のうえ、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年3月10日から施行する。